

9 児童虐待の防止について

児童虐待とは

児童虐待は、18歳に満たない児童の保護者が行う次の4つの行為に分類されます。

身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など



性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など



ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など



心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV) など



「しつけ」は、子どもの発達や理解度に配慮しながら、基本的な生活習慣や社会のルール・マナーなどを身につけるよう働きかけることで、暴力やおどしで従わせたり、子どもの発達を無視した無理な要求を強いることは「児童虐待」になります。保護者にとっては「しつけ」のつもりでも、子どもにとって有害ならば、それは「児童虐待」になります。「児童虐待」は、どのような理由があっても正当化されるものではありません。

こども家庭センター(こども未来課 こども相談係) TEL:21-0288

児童虐待の通告義務

「児童虐待の防止等に関する法律」で、「児童虐待を受けたと思われる児童」を発見した者は、速やかに市や児童相談所などに通告しなければならない、と定められています。また、学校、児童福祉施設、病院などは、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない、とも定められています。

- ・ こども家庭センター(こども未来課 こども相談係) TEL:21-0288
- ・ 倉敷児童相談所高梁分室 TEL:21-2833(月・火のみ)
- ・ 倉敷児童相談所 TEL:086-421-0991
- ・ 児童相談所全国共通ダイヤル「^{いちはやく}189」(児童相談所に繋がります)

高梁市こども家庭センター（令和6年4月設置）

子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から、より専門的な相談や調査・訪問により、総合的かつ継続的に支援します。

こども家庭センター（こども未来課 こども相談係）TEL:21-0288
（健康づくり課 まちの保健係）TEL:21-0228



高梁市子どもを守る地域ネットワーク

高梁市では、「児童福祉法」で定める「要保護児童対策地域協議会」として、「高梁市子どもを守る地域ネットワーク」を組織し、保育園、幼稚園、こども園、学校や医療機関、警察、児童相談所などの関係機関と連携し、児童虐待の防止、早期発見・早期通告及び早期の対応体制を整えています。

こども未来課 こども相談係 TEL:21-0288

こども基本法

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に療育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の過程に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の過程に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの療育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの療育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での療育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の療育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。